



ゼロカーボンシティの実現へ

## 節水シャワーヘッド助成金

地球温暖化対策の推進のため、節水シャワーヘッドの購入費の一部を助成します。

実施時期	5月1日(水)～令和7年1月31日(金)(消印有効) ※先着順。受付期間内であっても、予算がなくなり次第、申請の受付を終了します。
対象者	市民
助成金額	一律3,000円 ※税抜き6,000円以上の製品購入が必要
省エネ基準	30%以上の節水効果または1分間当たりの使用水量が7ℓ以下の節水シャワーヘッド
申請回数・台数制限	1世帯当たり1回・1台のみ
募集要項等配布場所	田無庁舎2階総合案内、防災・保谷保健福祉総合センター1階、エコプラザ西東京、出張所、市HP
申請方法	電子申請または申請書に必要書類を添えて環境保全課窓口まで持参もしくは郵送
注意事項	5月1日(水)以降に購入後、申請してください。 ※4月30日(火)までに購入した方は助成対象外となりますのでご注意ください。

詳細や必要書類などは市HPまたは募集要項をご覧ください。必ずご一読いただき、申請をしてください。

▶環境保全課 ☎042-438-4042



市HP

## 中小企業事業 資金融資あっせん制度

申込  
期限

令和7年3/31(月) ※年末年始・(土)・(日)・(祝)を除く

市内の中小企業者の自主的な経済活動を促進し、地域産業の振興を図るために設けられた低利の事業資金あっせん制度で、利息の一部を市が補助します。事業資金・創業資金・借換資金の3つの制度をご用意しています。申込書類は、産業振興課(田無第二庁舎5階)および取扱金融機関で配布しています。

※詳細はHPをご確認ください。

☑申込書類を下記へ持参

市HP

☐中小企業事業資金融資あっせん制度・創業資金融資あっせん制度・借換資金融資あっせん制度

資金区分	運転資金	設備資金/ 運転・設備併用	借換運転資金/ 借換運転・設備併用
融資限度額	700万円	1,000万円	1,500万円
償還方法	元金均等月賦償還		
償還期間	5年以内 (据置6カ月以内)	7年以内 (据置6カ月以内)	10年以内 (据置なし)
	※特定創業は据置12カ月以内		
融資利率	年1.975%		
利子補給率	年0.995%	※特定創業は1.395%	
借受者負担率	年0.980%	※特定創業は年0.580%	

▶産業振興課 ☎042-420-2819



## ヘルプマークを知っていますか?



援助を必要としている方々が、周りの方に配慮を必要としていることをお知らせすることができるマークです。外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。このマークを見かけたら、席をゆずる、困っているようであれば声を掛けるなど、思いやりのある行動をお願いします。

Q.マークはどのような人に配っているのですか?

☑援助や配慮を必要としていて、配布を希望する方 ※身体機能の基準なし  
●義足や人工関節を使用している方 ●内部障害や難病の方 ●妊娠初期の方など  
書類などの提示の必要はありません。ご家族など代理による申し出も可

Q.マークはどこで配っていますか?

●西東京市役所障害福祉課(田無庁舎、防災・保谷保健福祉総合センター1階)など  
※各自治体で配布  
●都営地下鉄各駅(一部を除く)駅務室、都営バス各営業所など  
●東京都心身障害者福祉センター(多摩支所を含む)、都立病院、公益財団法人東京都保健医療公社の病院など

Q.マークを身につけた方がいたら、どうすればいいですか?

- 電車・バスの中で、席をお譲りください。
- 駅や商業施設などで、声を掛けるなどの配慮をお願いします。
- 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

### ヘルプカードの配布

Q.ヘルプカードとは

障害のある方が携帯し、災害時や日常生活の中で困ったときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。

Q.カードはどのように配布していますか?

手助けしてもらいたいことや配慮が必要なことなどを情報記載用シールに書いて、カードに貼り付けてご使用ください。  
※他人に知られたくない内容は記入する必要はありません。

Q.カードはどのような人に配っているのですか?

☑障害手帳保持者(身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳)・自立支援医療受給者・高次脳機能障害者・発達障害者・難病者(障害者総合支援法対象疾病、難病者福祉手当受給者)  
※申込書の記入が必要です。詳細は下記へお問い合わせください。

▶障害福祉課 ☎042-420-2804



## のびのび 子育て

### 福祉・健康

#### 離乳食講習会ステップ【保育あり】

時①5月22日(水)午前10時30分～11時45分 場田無総合福祉センター  
☑離乳食の中期から後期のお話、歯科の話 ☑/☑在住の6～8カ月の子どもの保護者/16人(第一子優先)  
☑5月8日(火)までに、メールで件名「離乳食講習会ステップ」・希望日・住所・保護者氏名・子どもの氏名・子どもの生年月日・第○子・電話番号を下記へ  
▶健康課 ☎042-438-4037  
✉fami-boshi@city.nishitokyo.lg.jp

### 手当助成・補助

#### ひとり親家庭の父・母に資格取得のための給付金

いずれも事前の相談が必要です。詳細はお問い合わせください。

◆自立支援教育訓練給付金

☑児童扶養手当の受給者などで、介護職員初任者研修・パソコン講座・医療事務講座など厚生労働大臣指定の教育訓練講座を受講する方(要事前申請)  
☐給付額(修了後に支給) 受講に要した費用(入学金・授業料)の100分の60に相当する額(1万2,001円～20万円) ※雇用保険の教育訓練給付金

の受給資格のある方は雇用保険の給付額を引いた額

◆高等職業訓練促進給付金など

☑児童扶養手当の受給者などで、看護師・准看護師・保育士・介護福祉士などの資格(修業年限1年(一部6カ月)以上)の取得が見込まれる方

☐給付額(上限4年間)

- 市民税が非課税…月額10万円
  - 市民税が課税…月額7万500円
- ▶子育て支援課 ☎042-460-9840

#### 養育費確保のための経費を補助します

☐対象経費

- ①養育費保証会社との契約料(保証料)
  - ②公正証書作成手数料など
- ☑上限各5万円(1人各1回限り)  
☐申請期限 ①保証契約締結日または②公正証書等作成日から6カ月以内

☑離婚を考える父・母、ひとり親家庭の父・母または寡婦で、次のいずれかに該当する方 ●保証会社と保証契約を交わした方 ●養育費に関する公正証書や調停調書などを作成した方  
※詳細はお問い合わせください。

☐養育費保証会社 養育費の不払いが生じた際に、立て替え払いと支払義務者からの回収を行います。

☐公正証書 公証役場で作成する公文書で、養育費の取り決め額によって手数料が異なります。約束が守られなかったときのために強制執行の認諾条項を付けることをおすすめします。

▶子育て支援課 ☎042-460-9840

### コミュニティ

#### ふたごちゃんの家

時5月14日(火)午後1時30分～3時